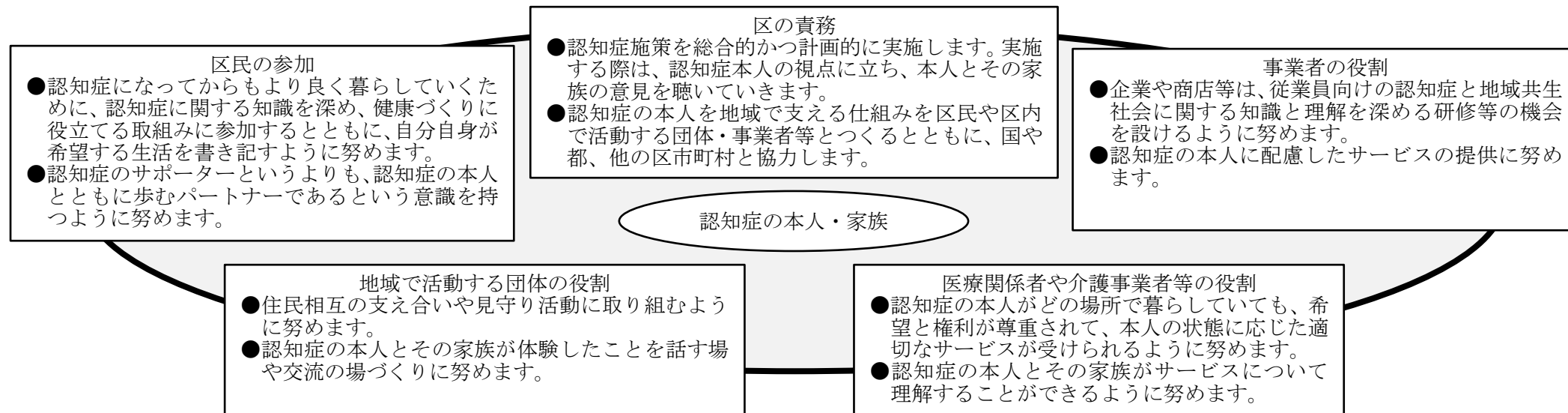


認知症になってからも、希望を持って自分らしく暮らせるまちをめざします

基本理念

- 認知症の本人一人ひとりが、自分らしく生きる希望を持つことができ、どの場所で暮らしていても意思と権利が尊重され、本人が自らの力を発揮しながら、安心して暮らし続けることができる地域をつくります。
- 区民や区内で活動する団体・事業者等が認知症に深い関心を持ち、自分のことと考え、参加と協働により認知症とともにより良く生きていくことができる地域共生社会の実現をめざします。



条例に基づく主な取り組み

- 区民等の理解の推進
 - ・認知症の正しい知識等に関する講座の開催及び普及啓発
- 認知症への備え等の推進
 - ・認知症になってからも孤立しないための地域住民との交流ができる場等（社会参加）の支援及び心身機能と認知機能の低下に備えた健康講座の開催
- 意思決定の支援等
 - ・認知症になってからも自分らしく暮らすために、自分自身が希望する生活を認知症になる前及びなった後も繰り返し書き記す取組み（私の希望ファイル）の支援及び普及啓発
- 権利擁護
 - ・認知症の本人の権利利益を保護するための成年後見制度等の利用促進及び普及啓発
- 相談及び推進体制の支援
 - ・あんしんすこやかセンターのもの忘れ相談や認知症専門相談員による相談等の充実
- 医療及び介護等の支援
 - ・認知症及び軽度認知障害（MCI）にできるだけ早い段階で気づき、早期に医療及び介護等につなげる取組み
 - ・軽作業やボランティア等、認知症の容態に応じた活躍の場づくりの支援
 - ・介護をする家族等の負担軽減を図る相談及び交流ができる場の支援
 - ・医療及び介護に携わる専門職の質の向上を図る研修の実施
- 地域づくりの推進
 - ・区民や区内で活動する団体・事業者等による地域での見守り活動の推進
 - ・認知症の本人及びその家族等が体験したこと等について、自らが発信する場の支援